

弘前大学危機管理 基本マニュアル

弘前地区 市外局番 (0172)

人文学部：39-3192
教育学部：39-3314
理工学研究科：39-3503
農学生命科学部：39-3748
附属図書館：39-3155
事務局：39-3009
総合教育棟：39-3105 (教務課)
大学会館・体育館：39-3107 (学生課)
医学研究科：39-5194
保健学研究科：39-5905
附属病院：39-5165
附属学校(学園町)：33-1906
附属学校(富野町)：36-5021

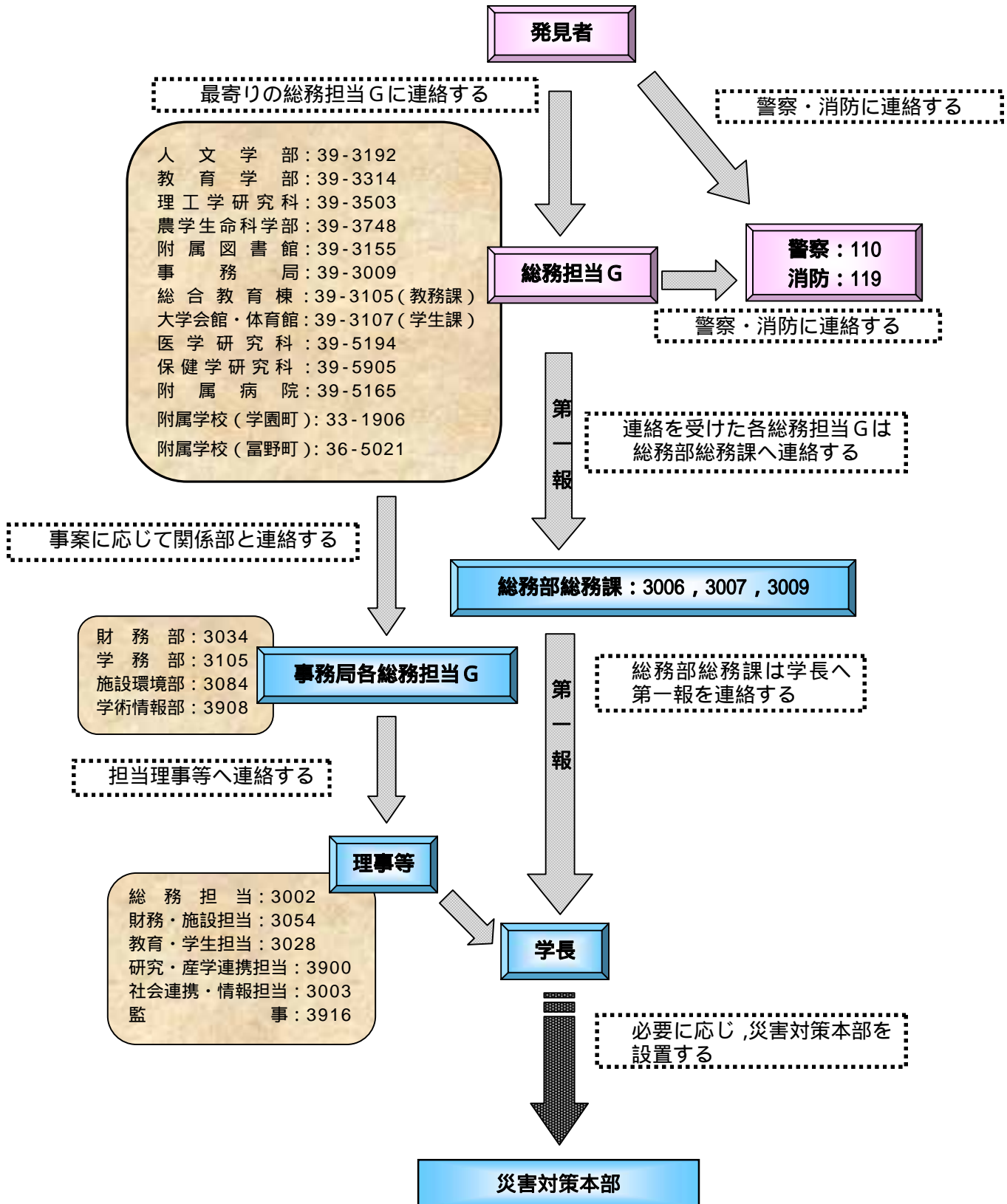


国立大学法人弘前大学

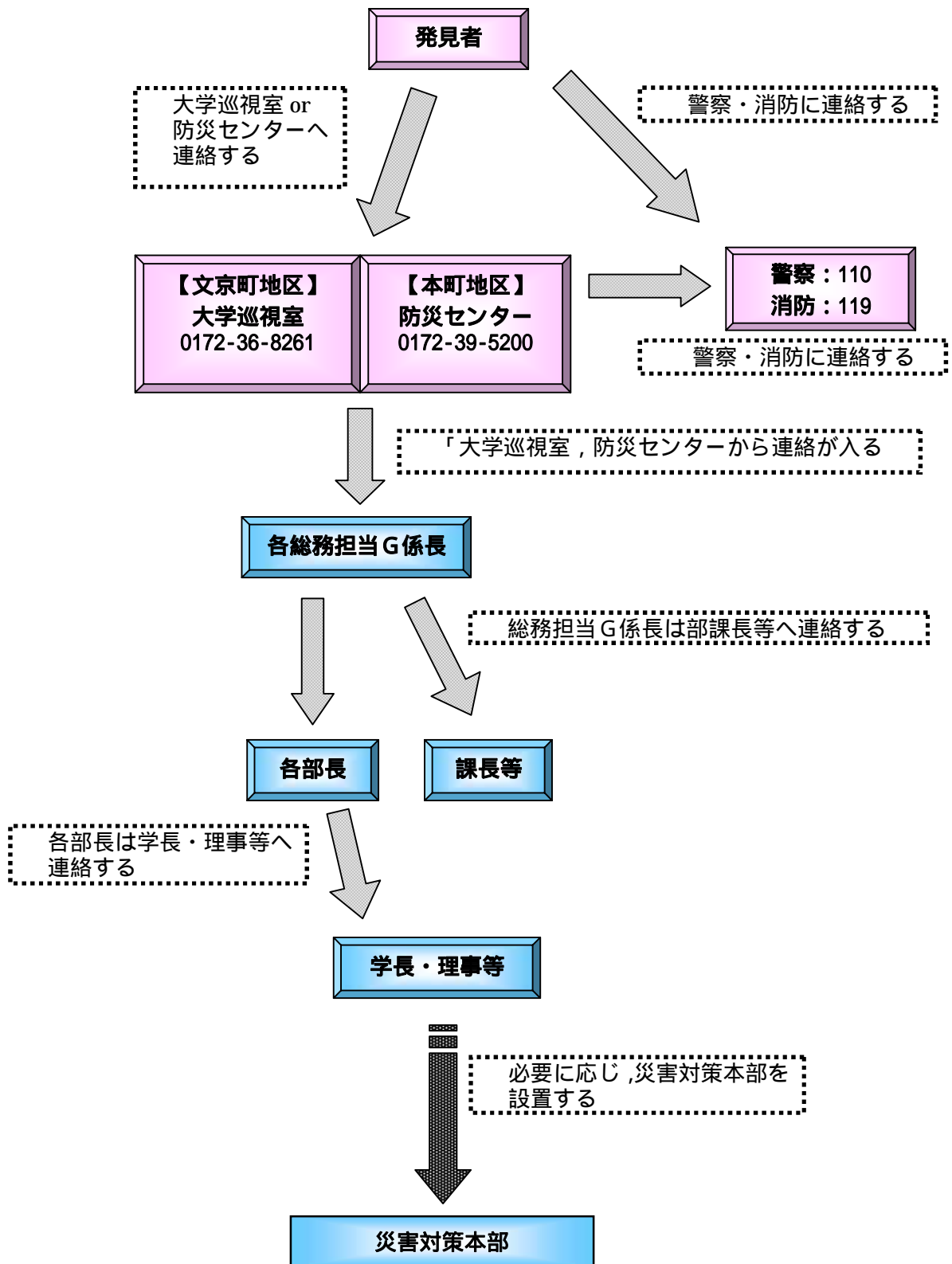
平成22年度版

(平成22年9月6日改訂)

弘前大学緊急時学内連絡体制（昼間）



弘前大学緊急時学内連絡体制(夜間・休日)



目 次

弘前大学緊急時学内連絡体制（昼間）	1
弘前大学緊急時学内連絡体制（夜間・休日）	2
目次	3
緊急時対応基本マニュアル	
（1）地震対応マニュアル	4
（2）火災対応マニュアル	5
（3）避難場所	6
（4）盗難・破損・犯罪対応マニュアル	9
（5）感染症対応マニュアル	10
1．危機管理体制の基本方針	
（1）目的	11
（2）定義	11
（3）対象とする危機の範囲	11
（4）基本マニュアルと個別マニュアルとの関係	12
（5）危機管理の基本方針	12
2．災害時における基本的事項	
（1）災害時における基本指針	13
（2）災害のレベル区分	13
（3）災害時の情報伝達	
部局対策室設置の場合（レベル1）	13
災害対策本部設置の場合（レベル2，レベル3）	14
（4）事後措置	15
3．対応事例	
（1）地震	16
（2）火災	17
（3）風水害、津波、暴風雪、その他天候の悪化	18
4．日常的な管理	
（1）毒物・劇物等	19
（2）放射性物質，核燃料物質	19
5．安全管理	
（1）フィールド等での活動	21
（2）国外での活動，海外旅行等	21
（3）感染症等の拡大	22
その他	
・弘前市の主な避難場所	24
・公共団体の災害関連部署連絡先	25
・学内連絡先	26

地震対応マニュアル

まず身の安全を確保！
揺れがおさまったら、火気、
電源、ガス類等を止めましょう。



現場対応
119番通報
初期消火

負傷者
建物の損壊の
発見者

最寄りの教職員
・現場対応
・状況把握

現場対応

- ・ 負傷者がいたとき
119番通報
- ・ 建物の損壊があったとき
とにかく大声で周りに知らせる
- ・ 被害の規模に合わせて
被災者の救護
避難誘導
被害拡大防止



避難する時は

- ・ エレベータは使用しない
- ・ 落下物に注意し、頭部を守る
- ・ 一度避難したら、再び中には戻らない

- ・ 現場の状況
- ・ 被災者の有無
- ・ 避難状況 など

部局長等

施設環境部 (0172-39-3087)
総務部 (0172-39-3009)

職員を現場へ派遣

学長・理事

火災対応マニュアル

火災を見つけたら、まず
火災報知機を使う、大声を出すなど
 周りへ知らせましょう！！



発見者

最寄りの教職員
 ・現場対応
 ・状況把握

- ・現場の状況
- ・負傷者の有無
- ・避難状況 など

火災の規模に関わらず
必ず連絡すること。

部局長等

施設環境部(0172-39-3087)
総務部 (0172-39-3009)

学長・理事

職員を現場へ派遣

現場対応

119番通報

初期消火

避難誘導

ケガ人の救護

初期消火に成功した場合でも、**必ず119番通報**をし、
 現場検証のため**現場をそのまま**にしておいてください。

初期消火成功

消火不可能

(炎が人の背以上になったら
必ず避難)



ケガ人が出た場合は
 ケガの程度により
 ・保健管理センター(0172-39-3118)
 で処置
 ・救急車で搬送

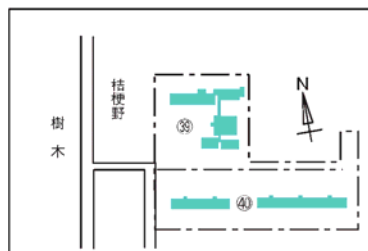
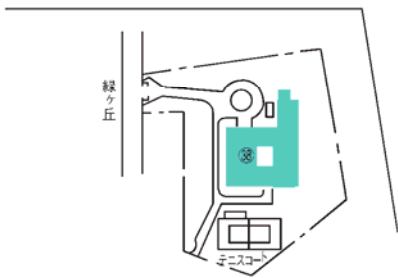
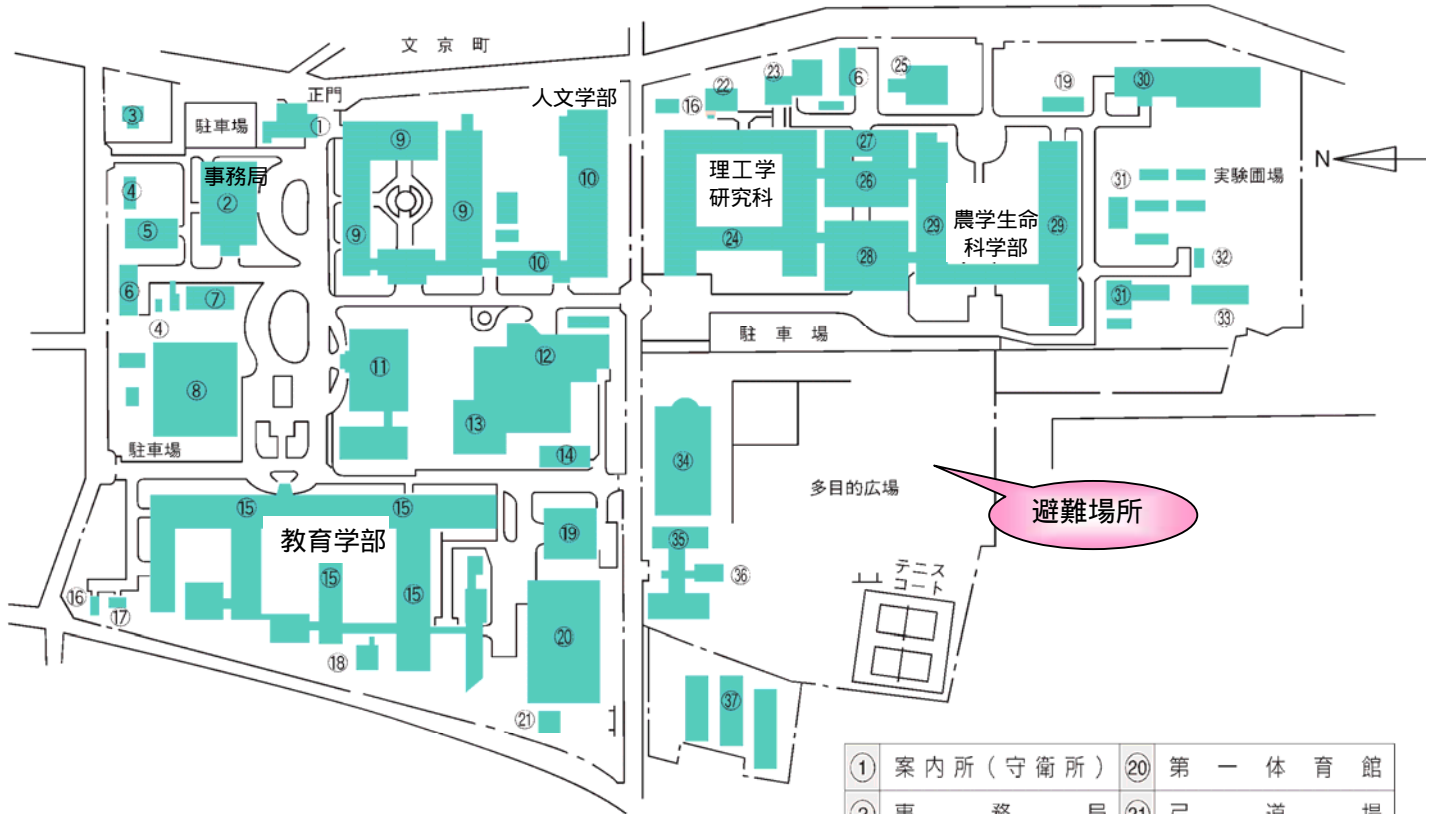


鎮火後の対応について

発見者
現場対応をした教職員

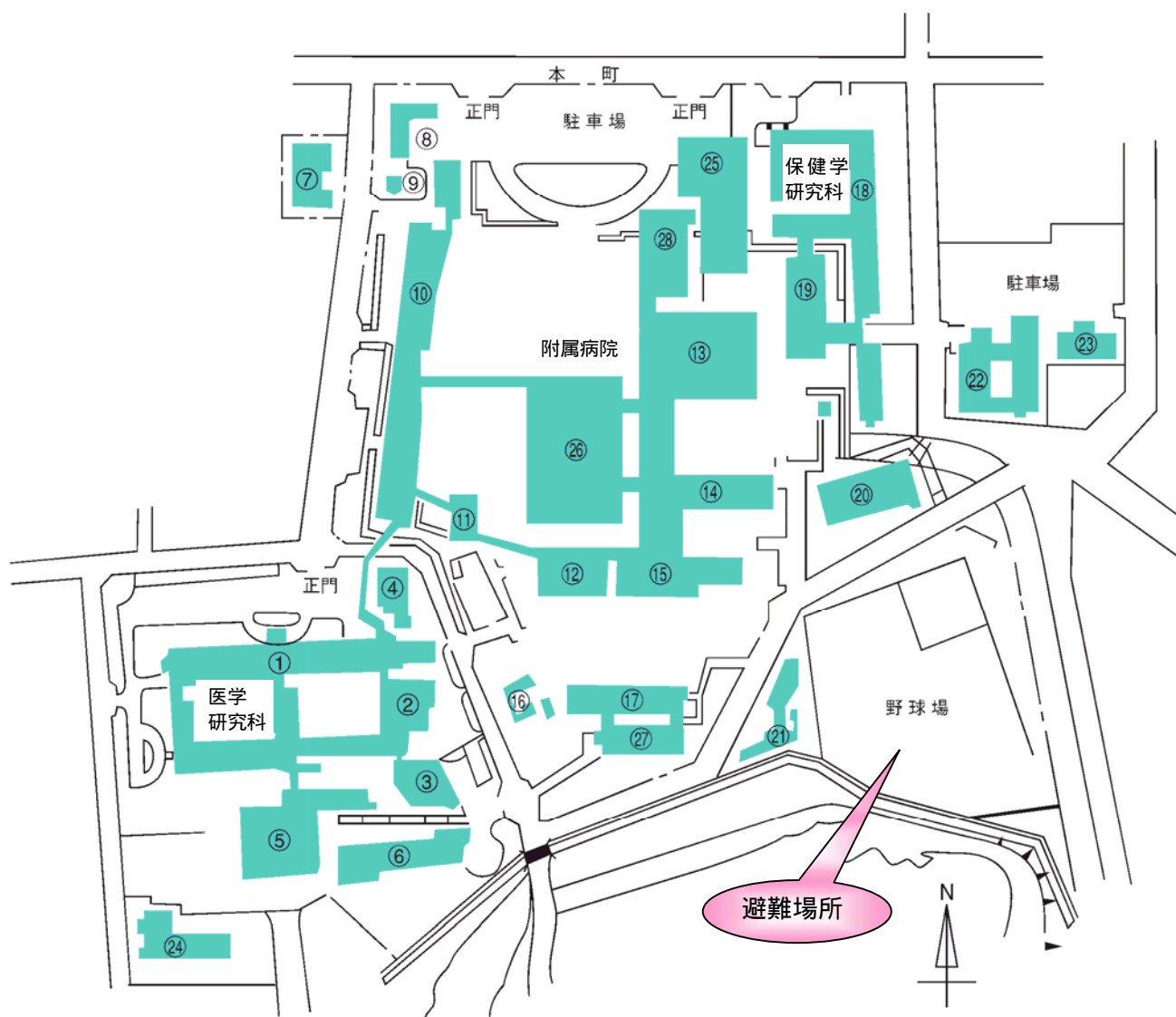
現場検証の立会

(1) 文京町地区



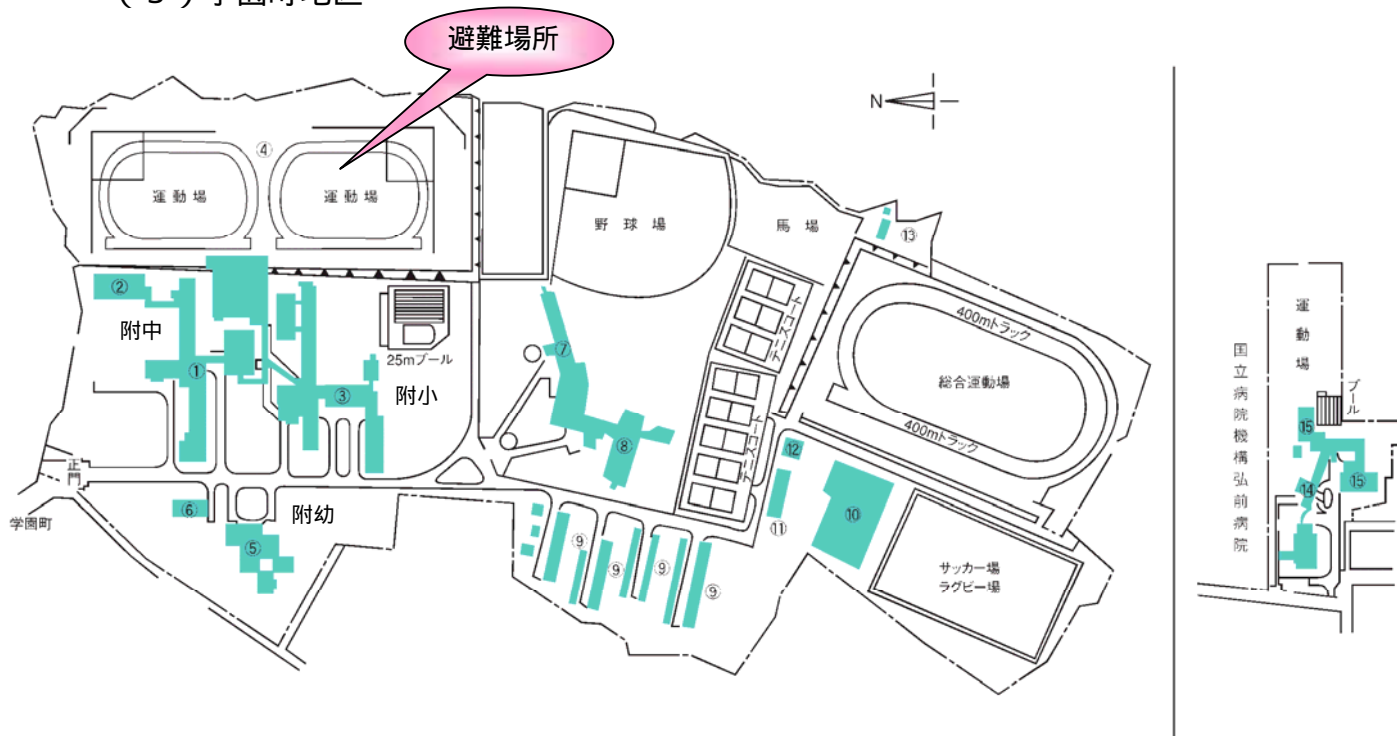
① 案内所(守衛所)	⑳ 第一体育館
② 事務局	㉑ 弓道場
③ 旧制弘前高等学校校外国人教師館	㉒ 附属地震火山観測所
④ 倉庫	㉓ 総合情報処理センター
⑤ 電話交換室 変電室	㉔ 理工学部1号館
⑥ 自動車車庫	㉕ 遺伝子実験施設
⑦ 保健管理センター	㉖ コラボレーションセンター
⑧ 創立50周年記念会館	㉗ 創立60周年記念会館コラボ弘大
⑨ 総合教育棟	㉘ 理工学部2号館
⑩ 人文学部校舎	㉙ 農学生命科学部校舎
⑪ 附属図書館	㉚ 水利実験室
⑫ 学生食堂	㉛ 温室
⑬ 大学会館	㉜ コイトトロン室
⑭ 合宿所及びサークル共用施設	㉝ 温室・網室・ガラス室
⑮ 教育学部校舎	㉞ 第二体育館
⑯ ポンプ室	㉟ 武道場
⑰ 危険薬品庫	㊱ 運動場器具庫
⑱ 附属教育実践総合センター	㊲ 倉庫
	㊳ 北溟寮(男子)
	㊴ 国際交流会館
	㊵ 職員宿舎

(2) 本町地区 (水害時は除く)



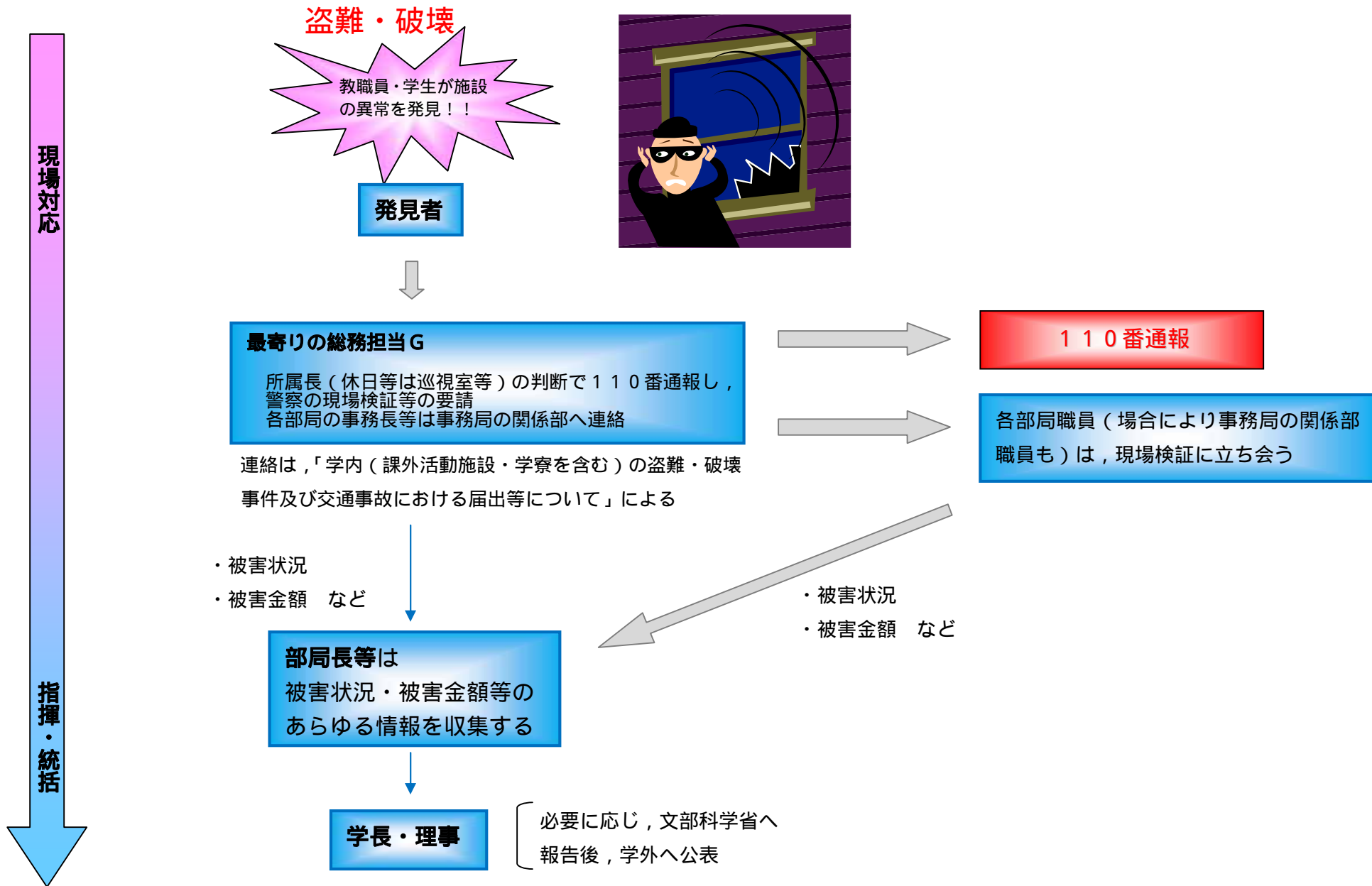
① 医学研究科	⑧ 自動車車庫	⑬ 旧廃液処理施設	⑲ 本町地区共同利用施設 (附属高度先進医学研究センター)
② 附属図書館医学部分館	⑨ ポンプ室	⑭ 一般管理棟	⑳ 立体駐車場
③ 基礎講義棟	⑩ 臨床研究棟	⑮ 保健学研究科	㉑ 外来診療棟
④ 課外活動用器具庫	⑪ 臨床講義棟	⑯ 総合研究棟	㉒ ひろだい保育園
⑤ 附属動物実験施設 アイソトープ総合実験室	⑫ エネルギーセンター	㉀ 体育館	㉓ 高度救命救急センター
⑥ 附属脳神経血管病態研究施設	⑬ 中央診療棟	㉁ 医学部会館	
⑦ 医学部コミュニケーションセンター	⑭ 第二病棟	㉂ 看護師宿舎	
	⑮ 第一病棟	㉃ 工作室	

(3) 学園町地区

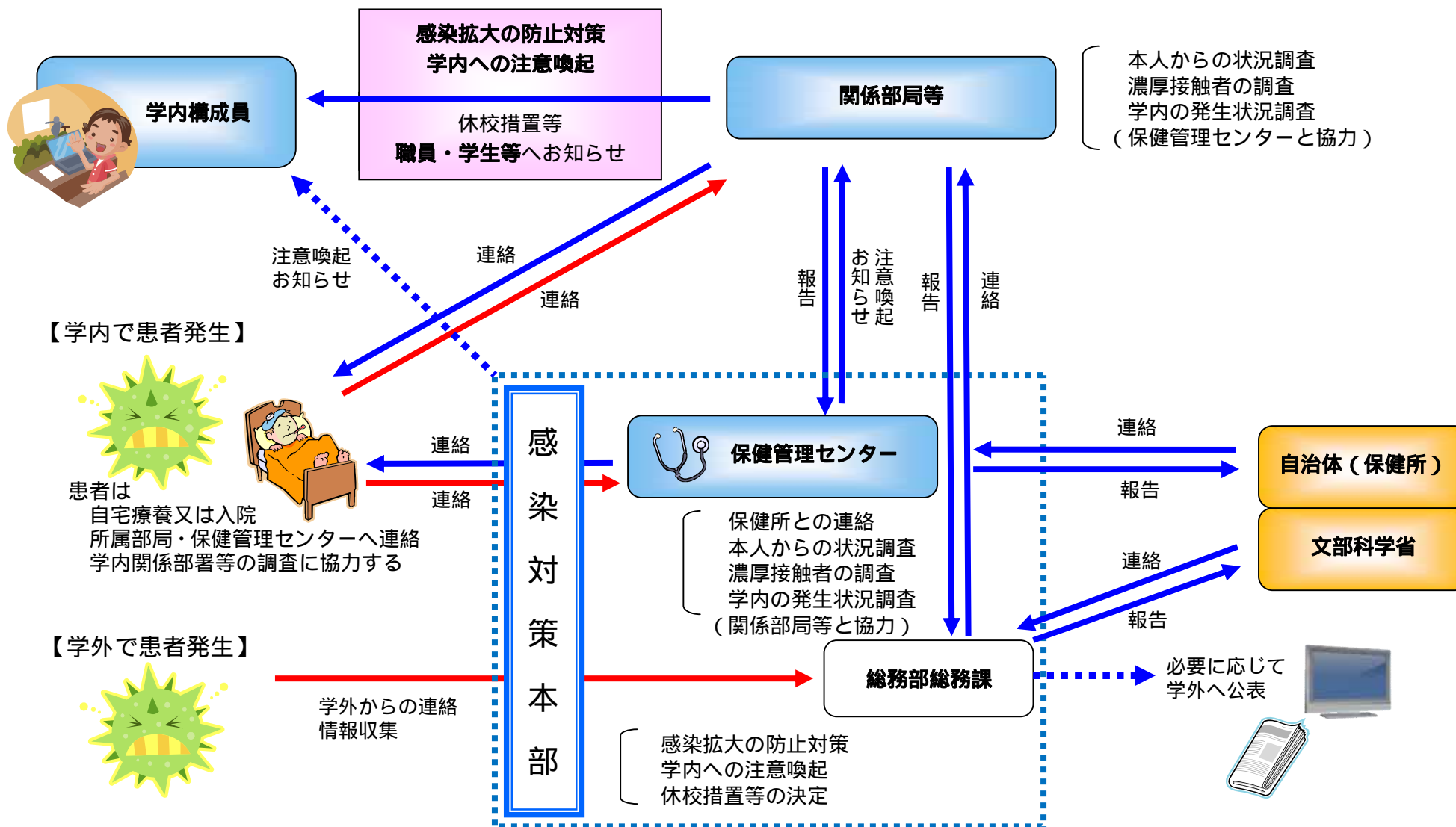


①	附属中学校校舎	⑤	附属幼稚園園舎	⑨	職員宿舎	⑬	馬房
②	附属中学校武道場	⑥	ボイラー室	⑩	屋内プール	⑭	附属特別支援学校校舎
③	附属小学校校舎	⑦	朋寮(女子)	⑪	体育管理施設	⑮	附属特別支援学校屋内体育館
④	附属小・中体育館	⑧	北鷹寮(男子)	⑫	合宿所		

盗難・破壊対応マニュアル



感染症対応マニュアル



1 . 危機管理体制の基本方針

(1)目的

この弘前大学危機管理基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）は、職員及び学生等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

(2)定義

基本マニュアルで用いる主な用語の定義は次による。なお、この定義は危機管理に関する個別マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）等においても統一的使用する。

「危機」

災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症等の重大な事件や事故等、職員及び学生等の生命もしくは身体または大学の組織、財産もしくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

「危機管理」

想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

(3)対象とする危機の範囲

自然災害

- ・地震，風水害，その他自然現象による災害

重大事故

- ・大規模な火災又は爆発事故で多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ・公共交通機関による重大事故
- ・ライフラインに係る事故で職員及び学生等に重大な影響を与えるもの
- ・危険物，劇毒物の大量流出事故
- ・その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、もしくは、生ずるおそれのある事故

重大事件等

- ・大規模な騒乱，テロ等で人的被害又は物的被害が生じ、もしくは、生ずるおそれのある事件
- ・その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、もしくは、生ずるおそれのある事件

健康危機

- ・致死率または感染力が高い重篤な感染症の発生
- ・大規模な集団食中毒の発生
- ・毒劇物の混入，化学剤，生物剤による集団健康被害の発生
- ・その他原因不明の健康被害の拡大

施設内での災害，事故等

- ・設備安全管理上の重大な事故
- ・不審者侵入，不審物等によって重大な人的被害が生じ、または生じるおそれのある

もの

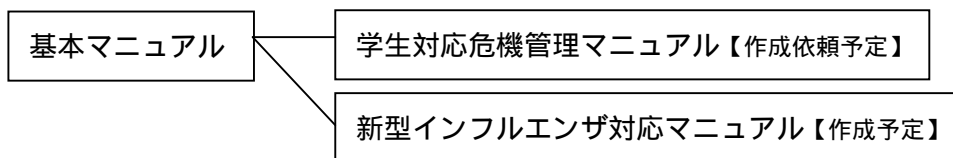
- ・その他施設内で人的被害が生じ，または生じるおそれのある災害，事故等
海外におけるリスク
- ・海外における事件，事故

(4) 基本マニュアルと個別マニュアルとの関係

基本マニュアルは大学全体の危機管理の枠組みであり，個別マニュアルは個別の危機に関して具体的な対応策を示すもの，または各学部における具体的な対応策を示すものである。

すでに個別マニュアルで管理されている危機については，そのマニュアルに従い，各部署が危機管理を進める。

見逃されていた危機や対応不十分な危機が発生，または生じるおそれがある場合には，その担当部署が基本マニュアルを参考にしながら，対応策を講じるとともに，順次，個別マニュアルの整備を進める。また，基本マニュアル，個別マニュアル等は最新のリスクに対応したものとなるよう定期的に見直しを行う。



(5) 危機管理の基本方針

全学的な危機管理体制を構築する。

対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じる。

職員の危機意識を向上させるため，教育・訓練を実施する。

危機管理に関する活動状況や結果を点検・見直す仕組みを構築する。

2 . 災害時における基本的事項

(1) 災害時における基本指針

大学に係る人の安全確保

- ・ 児童，生徒，学生及び患者
- ・ 教職員とその家族

地域住民の安全確保支援

的確な情報を適切に伝える

(2) 災害のレベル区分

災害の発生状況・規模に応じ，次のように3段階の区分を設ける。

レベル1 単一部局の対応が必要となるもの = 当該部局長が対応

レベル2 複数部局の対応が必要となるもの = 当該地区代表者が対応し，
必要に応じ，災害対策本部を設置

レベル3 全学的な対応が必要となるもの = 災害対策本部長（学長）

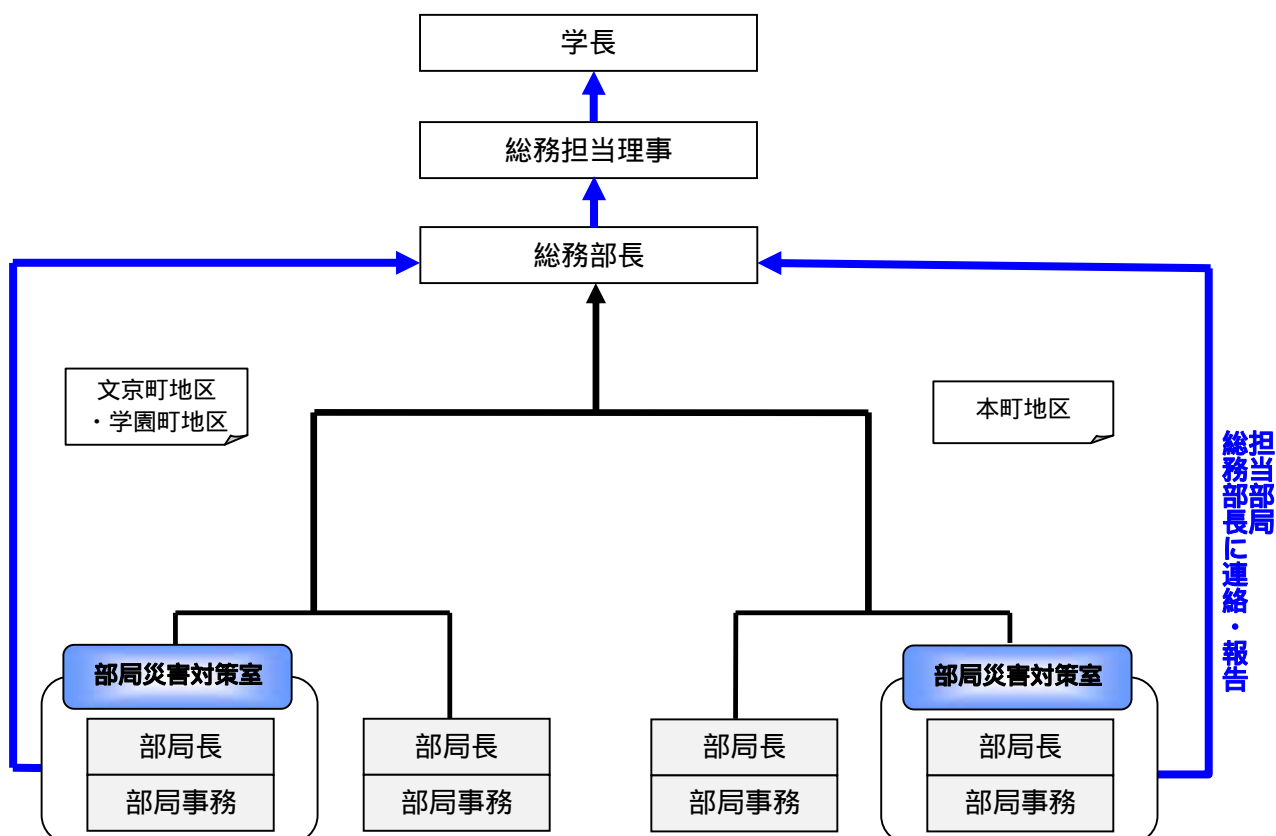
(3) 災害時の情報伝達

部局対策室設置の場合(レベル1)(国立大学法人弘前大学災害対策規程第9条)

各部局での対応が可能な場合には，部局対策室を設置する。

担当部局長は，各地区代表及び総務部長へ連絡・報告をする。

総務部長は総務担当理事へ，総務担当理事は学長へ報告する。

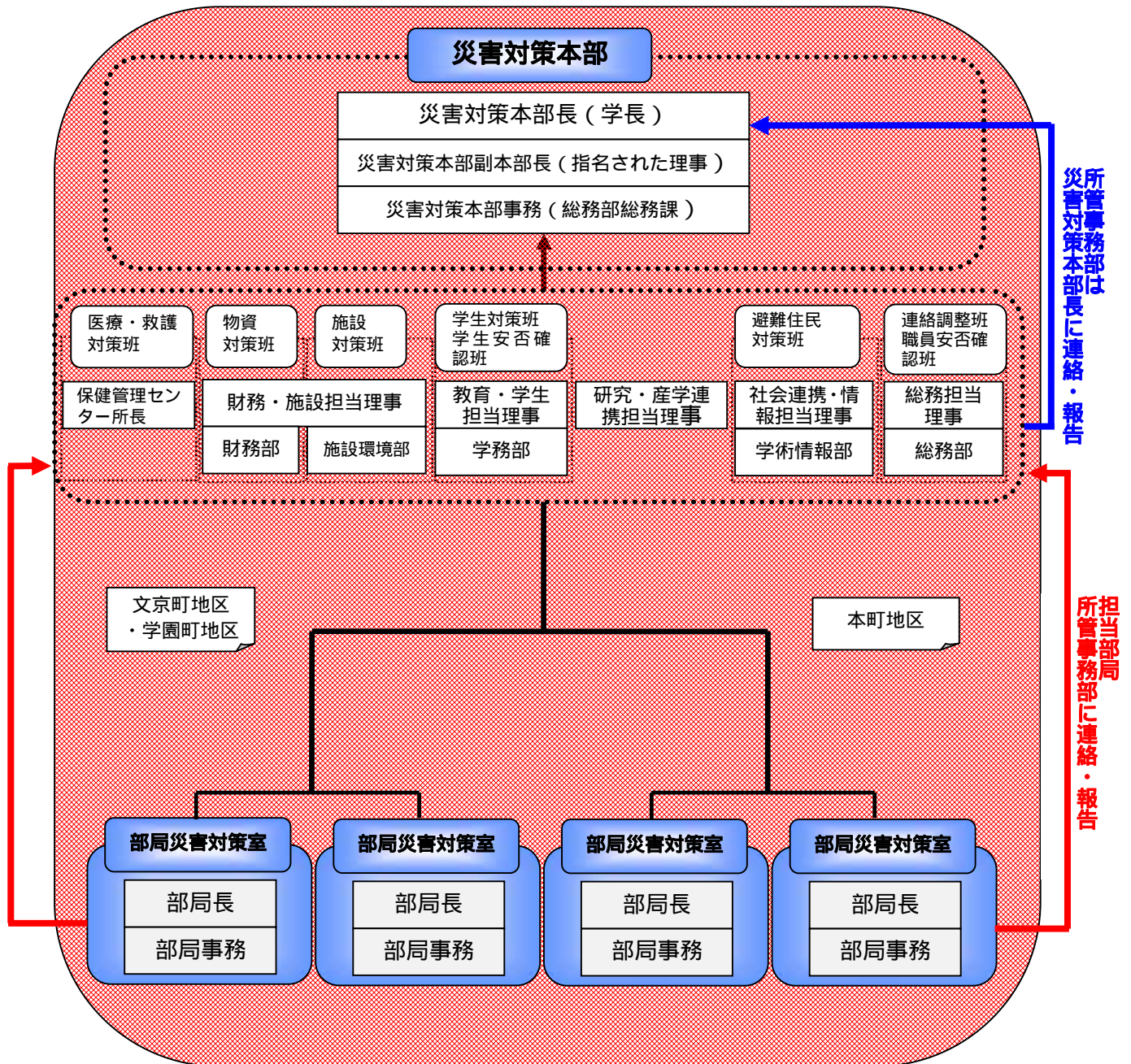


災害対策本部設置の場合(レベル2,レベル3)(国立大学法人弘前大学災害対策規程第8条)

全学的対応が必要な場合には,災害対策本部を設置する。

担当部局長は,各地区代表及び所管事務部へ連絡・報告する。

各地区代表者及び所管事務部は,災害対策本部へ連絡・報告をする。



(4) 事後措置

注意喚起

掲示や大学ホームページを利用し、大学に係る人や地域住民の注意を喚起する。

再発防止策の検討

再発防止策の検討を行い、今後に役立てる。

マスコミ対応

報道機関等への公表を行い、的確な情報を適切に発信し、被害の拡大防止に努める。

3 . 対応事例

(1)地震

日常の安全管理

建物の耐震化のほかに，研究室，実験室等の居室内の物品，薬品類の転倒防止などの耐震対策を施しておく。

地震が来たら

対処の基本は，身体の安全，通報，火気の始末，救助である。ただし周囲の状況によって何を優先させるかその場で判断することも重要である。

地震時のレベル設定と教職員の参集体制

	震度基準	屋内外の状況	参集体制
レベル1	震度4	つり下げ物は大きく揺れ，棚の食器類は音を立てる。 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。	各部局の総務担当Gは必要に応じて各部局へ参集する。
レベル2	震度5弱	つり下げ物は激しく揺れ，棚の食器類，書棚の本が落ちることがある。 窓ガラスが割れ落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。	各部局の総務担当Gをもつ課長は必ず各部局へ参集する。
	震度5強	棚にある食器類，書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。	
レベル3	震度6弱以上	固定していない重い家具の多くが移動，転倒する。開かなくなるドアが多い。 かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する。	事務職員は家族，家屋の安全確保確認後，全員が必ず各部局へ参集する。 災害対策本部担当は事務局へ参集する。 学部長・研究科長は当該部局へ参集する。

緊急時の対応

初期微動を感じたら，ガスの元栓を閉めるなど，火気の始末をし，火を出さないように対処する。実験装置等を停止させたり，電源を切るなどする。

出入り口を開放する。ただし落下物の危険があるので，あわてて外に出ない。

揺れが大きい時には，テーブルの下など，しっかりした物のかげに身を伏せる。

近くに人がいたら，声をかけあって安否を確認しあう。

外部への連絡を行う。電話等つながれば通報する。

負傷者がいれば，応急処置をする。

周囲の状況を判断し，安全な場所へ避難する。

(2)火災

日常の安全管理

火災の原因の多くは，

- ・電気設備等の不具合，不適切な取り扱い
- ・可燃性物質・化学物質の不適切な取り扱い
- ・ストーブ，その他の火の不始末

などである。

火災は，地震のような自然的発生とは異なり，人為的な原因から発生することが多い。したがって，日常の管理，注意などを怠りなく行っていれば，火災の発生は少なくすることができる。

予防

防災意識

教職員，学生等の構成員全員が防災意識を持つようにする。

消防訓練，避難訓練の定期的実施

消火設備の確認とともに，消火法や消化器等の扱い方，避難経路の確認，避難時の誘導，連絡等のしかたについて，定期的な訓練を通じて身につけるようにする。

緊急時の対応

対処の基本は，身体の安全，通報，消火，救助である。

ただし周囲の状況によって何を優先させるかその場で判断することも重要である。

- ・知らせる

火事を見たり，火事を出したりしたら，大きな声で「火事だ」と叫び，付近の人に知らせる。

- ・火災報知器を押す。状況によって消化器等での初期消火を行う。
- ・電話等で通報
- ・初期消火等
消化器等があれば使うが、火災の種類によって消化方法が異なる場合があるので、ふだんから消化方法について知っておくこと。
 - 可燃物の場合、水または二酸化炭素消化器を使う。
 - 可燃性液体の場合、消火砂を使う。水は使わない。
 - アルカリ金属、有機金属の場合、消火砂を使う。水は使わない。
 - カリウムの場合、消火法はない。ふだんから不必要なストックはしない。
- ・避難
火が収まらなければ、安全な場所へ避難し、助けを呼ぶ。

(3)風水害,津波,暴風雪,その他天候の悪化

地震,火災等と異なり,天候の悪化による危険は気象情報によって被害の予測がつけられるので,予防的対処がある程度可能である。ただし局地的集中豪雨のように予測不可能の場合もあるので注意しなければならない。部屋の窓,出入り口の戸締まりなどを万全に行う。

注意

- ・状況を判断して,休講措置を講ずる必要がある。
- ・大学の行事の期日と天候の悪化が重なるような場合(とくに入学試験など)には,交通障害を想定した事前の準備をしておく必要がある。

4 . 日常的な管理

(1) 毒物・劇物等

有害化学物質，毒物・劇物は，「国立大学法人弘前大学有害化学物質及び毒物・劇物管理規程（以下「管理規程」という。）」によって管理する。

この規程に従って保管，使用，記録等の作業を行わなければならない。しかし，実際には完全に遵守されていない事例が過去にあった。特に，下記の事項については常に遵守しなければならない。

薬品の区別

毒物，劇物と一般薬品とを区別して保管すること（管理規程第12条第1項）。

保管庫等への表示

外部から識別できる文字等により表示すること（管理規程第12条第3項）。

盗難防止措置

盗難，その他の犯罪から守るために，施錠ができる保管庫を用いること（管理規程第12条第2項）。

保管庫の鍵

鍵の管理は，使用責任者が管理すること（管理規程第6条第4項）。

ただし，使用責任者が不在の場合の使用について取り決めて置く必要がある。

使用量と在庫量の把握と受払簿への記載

「毒劇物受払簿」にその都度きちんと記入すること（管理規程第11条第1項）。

転倒防止の措置

地震等に備えるために，この転倒防止措置は必要である（管理規程第12条第4項）。

(2) 放射性物質，核燃料物質

これらは国際規制物資であり，「原子炉等規制法」（昭和52年改正）により登録が義務づけられている。

また本学では，「国立大学法人弘前大学放射線安全管理規程」により関係施設，装置等に関する規程があり，「弘前大学放射線安全管理組織」が設置されており，安全管理体制が整備されている。

しかし本学では，「原子炉等規制法」（昭和52年改正）以前の未登録物質が発見

された事例があり、いずれも新聞等で発表しているが、各事業所における管理が不十分であったためである。

関係事業所等においては、管理を徹底するとともに、特に教員の退職時には入念な検査、記録が必要である。

5 . 安全管理

(1)フィールド等での活動

通常の教育・研究は大学内で行われるが、授業等によっては大学敷地外で行われることも多い。このようなフィールドでの調査、研究における事故・事件、災害等についての緊急対応について。

準備と計画

- ・調査・行動計画を入念に立てる。
- ・学生は、「学生教育研究災害障害保険」に加入しておくこと。

参考：（財）日本国際教育支援協会のホームページ

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

国外の場合は、「海外旅行傷害保険」に加入する。

計画の届け出

責任者は、部局の総務グループに、計画を届け出ておくこと。

緊急時の連絡体制の確保

- ・大学への連絡
どこへ連絡するか、事前に把握しておくこと。連絡がつかなかった場合のことも考えて複数の連絡先も用意しておく。
- ・学生の家族等への連絡先も事前に把握しておく。
- ・救急車、警察
- ・その他
携帯電話が通じない場所に入る場合であっても、携帯電話が通じる場所はどこかを確認しておくこと。

指導者・指導教員、部局長、学長の責任

心得ておいてほしいのは、たとえ小グループでのフィールド調査であっても、安全衛生管理体制に不備があって事故に結びついた場合には、学長、部局長、指導教員等が責任を問われることである。

(2)国外での活動、海外旅行等

事前の手続き、準備等

- ・海外渡航届
学務部学生課・学生企画担当へ提出する。

・現地情報の入手：

外務省の海外安全ホームページで、安全情報を確認する。

(アドレス <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)

現地に関して、政治、治安、衛生状態等のチェック。

(感染症情報は、感染症情報センターのホームページで。

アドレス <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)

必要に応じて、予防接種を受ける。

その他、危険度の高い場合は断念する。

連絡体制の確保

・行き先の在外公館の連絡先を把握しておくこと。

事件、事故等の際は支援してもらう。

・日本との連絡方法の確保：

平日.....学務部学生課学生企画担当 81 - 172 - 39 - 3113

夜間・休祭日...大学巡視室 81 - 172 - 36 - 8261

・家族、友人等に定期的に連絡をする。

(3)感染症等の拡大

感染症の危機については、その発生から集団感染への拡大の段階に応じた対応が必要である。

これに関して、新型インフルエンザについては、文部科学省から次のような対応が出されている。

「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画の改定について（通知）」（平成21年2月26日）において「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」（平成21年2月26日改定 文部科学省新型インフルエンザ対策本部）が示され、その中で「大学等への要請」として以下の要請がなされている。

大学に対して、次のような対応を要請。

ア 日本国内で発生した場合（第二段階以降）に、文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について整備・確認しておくこと。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験等の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降

の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うこと。

イ 文部科学省等から情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。

ウ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。

エ 大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。

- ・発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
- ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて適切な指導・助言を行うこと。
- ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

オ SARSの教訓を踏まえ、新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられること。

大学附属病院に対し、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議により作成された「医療体制に関するガイドライン」や都道府県等によりまとめられた行動計画等に基づいて対応するよう要請する。

これを受けて、本学においても文部科学省からの情報提供のほか、保健管理センターを中心として、附属病院における診療状況や保健所その他関係機関との情報交換等によって、感染の拡大状況を把握しつつ、本学学生の健康・安全の確保を図る。麻疹、その他の感染症に対する対応もこれと同様に行う。

【弘前市の主な避難場所】（弘前大学構内の避難場所が使えない時）

施設名	所在地	T E L
弘前大学 多目的広場 第1, 第2体育館	文京町1	0172-39-3009
弘前市立観光館 (主に外国人留学生対象)	下白銀町2-1	0172-37-5501
朝陽小学校	在府町36	0172-32-3647
大成小学校	御幸町13-1	0172-32-2591
弘前高校	新寺町1-1	0172-32-0251
西小学校	茜町3-2-1	0172-34-1335
城西小学校	新町236-1	0172-32-0247
致遠小学校	浜の町北1-7-1	0172-34-3251
和徳小学校	代官町107-3	0172-32-0725
第一中学校	和徳町363-13	0172-32-3949
時敏小学校	宮園1-5-1	0172-34-3255
弘前中央高校	蔵主町7-1	0172-35-5000
弘前実業高校	中野3-6-10	0172-32-7151
弘前大学附属中学校	学園町1-1	0172-32-7201
北小学校	青山3-15-1	0172-33-6780
第三大成小学校	富田町47	0172-32-2846
第三中学校	豊原1-3-3	0172-32-2361
文京小学校	中野1-1-1	0172-32-5866
松原小学校	松原東2-17	0172-87-5900
桔梗野小学校	桔梗野2-21	0172-32-4078
第四中学校	樹木5-2-6	0172-32-5244
弘前南高校	大開4-1-1	0172-88-2231
城東小学校	大久保字西田105-40	0172-32-4054
小沢小学校	大開2-5-1	0172-88-3016
青柳小学校	悪戸字村元7-2	0172-32-4600
福村小学校	福村1-1-1	0172-27-6679
豊田小学校	豊田1-4-1	0172-27-7820
東小学校	城東中央5-6-1	0172-27-1588
東中学校	未広3-2-1	0172-26-0575
堀越小学校	門外1-3-3	0172-27-4869
第五中学校	川先2-4-1	0172-27-3064
千年小学校	小栗山字川合119-7	0172-87-2012
南中学校	原ヶ平字山中20-13	0172-88-1441
大和沢小学校	狼森字天王12-1	0172-87-2234

公共団体等の災害関連部署連絡先

地方自治体

青森県総務部	防災消防課 防災企画・対策グループ	017-734-9089
弘前市企画部	企画課	0172-35-1123
弘前警察署	警備課	0172-32-0111 (内線460)
弘前地区消防本部	警防課	0172-32-5101 0172-32-5199

指定公共機関

J R東日本	青森支店	017-734-6734
N T T東日本	青森支店	017-774-9991
日本赤十字社	青森県支部	017-722-2011
日本原子力研究所	むつ事業所	0175-23-4211
東北電力	青森支店	017-742-2191

指定地方公共機関

青森県医師会		017-723-1911
弘前ガス		0172-27-9100
弘南バス		0172-32-2241
弘南鉄道		0172-44-3136

報道機関

N H K青森放送局		017-774-5111
青森放送		017-743-1234
青森テレビ		017-741-2338
青森朝日放送		017-762-1111
F Mアップルウェーブ		0172-38-0788

学内連絡先

文京地区

組織名	担当係名	電話番号 (内線は下4桁)	FAX 番号	メールアドレス
事務局				
総務部総務課		0172-39-3009	0172-37-6594	jm3009@cc.hirosaki-u.ac.jp
学務部教務課		0172-39-3105	0172-34-6974	jm3105@cc.hirosaki-u.ac.jp
学務部学生課		0172-39-3113	0172-39-3119	jm3113@cc.hirosaki-u.ac.jp
施設環境部施設企画課		0172-39-3063	0172-35-3833	jm3063@cc.hirosaki-u.ac.jp
人文学部	総務担当	0172-39-3188	0172-39-3189	jm3188@cc.hirosaki-u.ac.jp
	教務担当	0172-39-3940		
教育学部	総務担当	0172-39-3314	0172-32-1478	jm3314@cc.hirosaki-u.ac.jp
	教務担当	0172-39-3939		
理工学研究科	総務担当	0172-39-3503	0172-39-3513	jm3503@cc.hirosaki-u.ac.jp
	教務担当	0172-39-3930		
農学生命科学部	総務担当	0172-39-3748	0172-39-3750	jm3748@cc.hirosaki-u.ac.jp
	教務担当	0172-39-3752		

本町地区

組織名	担当係名	電話番号 (内線は下4桁)	FAX 番号	メールアドレス
医学研究科	総務担当	0172-39-5194	0172-39-5205	jm5194@cc.hirosaki-u.ac.jp
	学務担当	0172-39-5204		
附属病院				
総務課	総務担当	0172-39-5165	0172-39-5189	jm5165@cc.hirosaki-u.ac.jp
保健学研究科	総務担当	0172-39-5905	0172-39-5912	jm5905@cc.hirosaki-u.ac.jp
	教務担当	0172-39-5911		

学園町地区ほか

組織名	担当係名	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
附属学校				
学園町		0172-33-1906	0172-38-1517	jm81225@cc.hirosaki-u.ac.jp
富野町		0172-36-5021	0172-36-5021	jm81306@cc.hirosaki-u.ac.jp



HIROSAKI
UNIVERSITY